

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（ 宛 先 ） 京 都 府 知 事		平成23年 9月28日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区東九条南石田町5番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京阪バス株式会社 取締役社長 塩 田 正 電話 075 - 682 - 2310					
主たる業種	道路旅客運送業						
事業者の区分	<input type="checkbox"/> 2条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 2条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 2条第1項第4号						
計画期間	平成23年 4月から平成26年 3月まで						
基本方針	エネルギー消費効率の改善、自社環境マネジメントシステムに基づき温室効果ガス排出量の1%削減を目指す。						
計画を推進するための体制	専務取締役を環境管理責任者とする京阪バスグループ環境マネジメントシステム						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,866.5 トン	4,842.1 トン	4,817.3 トン	4,792.6 トン	-1.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,866.5 トン	4,842.1 トン	4,817.3 トン	4,792.6 トン	-1.0 パーセント	
目標の根拠		あらゆるエネルギー消費の改善策を検討するとともに、より効率的な事業運営を目指すことで、目標の達成を図る。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	輸送車両	事業活動に伴う排出の量 (走行距離×1/10000)	10.24	10.19	10.14	10.08	-0.65 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		バスの走行距離に応じ排出量は増減するが、エコドライブにより燃料消費を抑制することで、確実に原単位当たりの排出削減を図る。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		109.0 パーセント	109.0 パーセント	109.0 パーセント	109.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指す					
	(24)年度	エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指す					
	(25)年度	エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指す					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措 置 の 内 容	当社の路線給線の企業と通勤用バスの契約を行い、その企業における自家用車通勤を抑制する取組みを行っている。					
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関として地域の要請に応えるものである。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	本業であるバス路線を充実させ地域の要請にこたえることが、すなわち当社の地球温暖化に資する社会貢献活動であると考えている。						
特 記 事 項	事業計画の変更により、車両数が大きく変動している。平成20～22年度との比較とした場合、実態とかけ離れた数値となってしまうため、平成22年度との比較としている。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。